PATENT Attorney®

パテント・アトーニー

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

■特許庁からのお知らせ
■知的財産権 豆 知識
■日本弁理士会からのお知らせ

冬号

日本弁理士会広報誌 2004

第36号

特集

知的財産支援センター

ヒット商品を支えた知的財産権

水産品として初めての登録商標「関さば 関あじ」

ヒット商品を支えた知的財産権

水産品として初めての登録商標「関さば 関あじ」

商標登録 第4696358号 第3256907号 第3256908号

VOL. 36

鮮魚のブランドとして広く知られる「関さば」「関あじ」は、豊後水道に面した大分県佐賀関町で一本釣りで獲られる。佐賀関沖は瀬戸内海と太平洋の接点になっており、潮流が速く、餌となる生物も豊富で、マダイやブリの回遊路にもあたる。この豊かな漁場で獲れる「関もの」は、以前から味のよさで定評があったが、全国的な知名度は低かった。

ブランド化の第一歩は、1988年に佐賀関漁業協同組合(現・大分県漁業協同組合佐賀関支店)が買い取販売事業を始めたことだった。既存の仲卸4社に漁協が加わり、漁師から直接買い付けることで競争原理を働かせ、組合員の収入安定をはかるのが目的だった。買った魚は売らなければならない。一村一品運動を展開する大分県の後押しもあり、漁協は県、町と一体になって販促キャンペーンを県外で展開した。並行して「関さば」「関あじ」の特色を科学的に分析した結果、いずれも佐賀関沖だけに住む独立した群とみられ、漁場の地形などから年間を通じて脂肪量の変化が少ないなどがわかった。特に「関さば」は鮮度が落ちにくく、刺身がもっともおいしいという、ほかに例のないサバだ。

漁協のキャンペーンはバブル期のグルメブームに乗り、マスコミでもしばしば取りあげられて「関さば」「関あじ」は高級ブランドとして認知されるようになった。同時に、偽物も登場する。店頭で見分けがつかないという声が聞かれ、中には「関さば」かどうか鑑定してほしいと、冷蔵宅配便が送られてきたこともあったそうだ。消費者の信用を得るためにマークをつけ、水産品として初めて、1996年に登録となった。

「大分県発明協会で商標登録について教えてもらって、出願しました。初めてのことで、特許庁とのやりとりに手間どったのですが、登録できた後に特許庁の方がわざわざ見えて、漁業関係者の意識改革を促したと褒めていただきました」と漁協佐賀関支店長の岡本喜七郎さんは言う。

ブランドを維持するためには、品質の確保が重要である。「関さば」「関あじ」の要件には一本釣り、活けじめなどがあり、身を傷めずに鮮度を保つために細心の注意が払われている。尾につける商標タグも、身を傷つけないように考案されたものだ。ブランドが確立したことで、サバの浜値は十倍に、以前から高値で取り引きされていたアジも倍になった。漁協では、このブランド力を活かして、注文販売にも力を入れている。

(取材協力　大分県漁業協同組合)

知的財産権 豆 知識 35

実用新案の現状と法改正のポイント

ご存知のように、特許制度と実用新案制度はその保護対象がほぼ同じですが、特許制度は、発明が特許をすべき要件を備えているかを審査した後に特許を与えるため権利が安定します。一方、実用新案制度は、出願されると実体的な点は審査することなく登録されるため早期権利化が図れるというそれぞれ一長一短を有しています。

この実用新案制度をさらに魅力的なものとするため、平成17年4月に新しい制度が施行されます。

まず、実用新案が登録された後でも、所定の条件を満たせば、特許出願に変更できるようになります。したがって、出願のときは実用新案で十分と思っていたものの、登録された後にやはり審査を受けて特許にしたくなった場合或いはもっと長い権利期間が欲しくなった場合に適切に対応できるようになります。

また、登録実用新案の存続期間が、出願の日から6年が10年に延長されます。このため、特許のように20年という長い期間はいらないものの、従来のような6年では短いと考えていた人には有効です。

さらに、実用新案の登録請求の範囲等の訂正が1回ですが認められるようになり、無効審判などに適切に対応できるようになります。

このように、従来に比べて魅力的な制度になりました。出願の際には弁理士と相談され、実用新案制度の利用を視野に入れては如何でしょうか。

(日本弁理士会　特許委員会委員長　樺澤　聡)

パテント・アトーニー
平成16年12月16日発行　第36号　無断転載禁止
編集／日本弁理士会広報センター
発行／日本弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
http://www.jpaa.or.jp
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

◎来春号(37号)より紙面をリニューアル致します。ご期待ください。

7月1日は 弁理士の日

日本弁理士会からのお知らせ

●「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
●弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。

■お問い合わせは下記まで
日本弁理士会(広報課)　Tel 03-3519-2361
日本弁理士会大阪分室　Tel 06-6775-8200
日本弁理士会名古屋分室　Tel 052-211-3110

JPAA JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION 日本弁理士会

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。

PRINTED WITH SOY INK™